

事業評価書 (事前・事後)

平成18年8月

評価対象 (事業名)	がん検診実施体制強化モデル事業	
担当部局・課	主管部局・課	老健局老人保健課
	関係部局・課	健康局総務課がん対策推進室

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	9	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	3	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、生活支援を推進すること
	I	高齢者の介護予防、健康づくり・生きがいづくり及び社会参加の支援を推進すること

(2) 事業の概要

事業内容 (新規・一部新規)				
<p>がんの早期発見・早期治療に向けた効果的な手法について評価・検討するために、特定の市町村をモデル市町村として選定し、以下のがん検診受診後のフォローアップ等の精度管理に係る事業に対し、国が補助を行う。</p> <p>○がん検診受診後のフォローアップ等の精度管理に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要精検者の状況把握及び医療機関への受診勧奨 ・当該市町村における受診率、要精検率、陽性反応適中度等の指標の検証 ・精度管理のための検討会の設置及び本事業の効果の分析・評価 ・以上についてのデータ管理 等 				
予算概算要求額				(単位：百万円)
H15	H16	H17	H18	H19
—	—	—	—	185

(3) 問題分析

①現状分析
<p>「地域保健・老人保健事業報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室)によると、平成16年度のがん検診の受診率は、胃がんで12.9%、肺がんで23.2%、大腸がんで17.9%、子宮がんで13.6%、乳がんで11.3%と、同年度の基本健康診査の受診率である44.4%より低い結果であった。また、精検受診率(がん検診の結果、精密検査が必要であると判定された者の</p>

うち、実際に精密検査を受診したことが確認された者の割合)は、100%を目指すべきところ、現状では、胃がんで74.1%、肺がんで70.2%、大腸がんで54.1%、子宮がんで62.5%、乳がんで78.8%にとどまっている。

②問題点

要精検者を特定しても、その後の精密検査の受診に結びついていない者が多数おり、効果的・効率的ながん患者の発見に結びついていないという問題がある。

③問題分析

精検受診率が低い背景には、がん検診受診者に対する市町村のフォローアップ体制が十分でないこと、がん検診受診率、要精検率等の評価指標を踏まえた事業評価が市町村において十分に行われてこなかったこと等が考えられ、がん検診をより効果的・効率的に運営するためには、これらの改善を目指した積極的な取組が必要である。

④事業の必要性

モデル市町村において、要精検者に対する状況把握や受診勧奨など、がん検診受診後のフォローアップ等の精度管理に係る事業を適切に行うことにより、精検受診率が向上し、結果としてがん患者の早期発見・早期治療につながり、がんに関与する死亡数を減少させることが可能となる。

(4) 事業の目標

目標達成年度			—			
政策効果が発現する時期			実施以降、一定期間経過後に、随時効果の発現が見込まれる。			
アウトカム指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
精検受診率						当該指標の改善
がん発見率						
がん発見数						
早期がん割合						
(説明) モデル市町村において、要精検者に対する受診勧奨や事業評価などを行うことにより、精検受診率、がん発見率、がん発見数、早期がん割合等の指標が改善する。			(モニタリングの方法) 「地域保健・老人保健事業報告」により把握する。 (早期がん割合については別途調査。)			
アウトプット指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
保健師等による訪問回数						—
(説明) モデル市町村において実施する保健師等による要精検者の状況把握や受診勧奨のための訪問の回数は、本事業の実施量			(モニタリングの方法) 本事業の実績報告により把握する。			

を把握する指標となりうる。

2. 評価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他
(理由) がん対策基本法により、国は、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上等を謳った基本理念にのっとり、がん対策を総合的に策定し、実施する責務がある。また、地方公共団体は、同基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務がある。（がん対策基本法では、上記のような国及び地方公共団体の責務のほか、医療保険者、国民及び医師等の責務についても明らかにしている。） 以上より、本事業については、一定の公益性がある。	
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他
(理由) がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。 また、がん検診事業は、平成10年度に一般財源化されているが、がん検診受診後のフォローアップや事業評価など、地方公共団体単独、とりわけ市町村単独では解決できない課題については、国が支援を行う必要がある。	
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 否
(理由) 個人情報保護には十分な配慮が必要であるが、本事業について、がん検診事業者等に委託することは可能である。	
緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無
(理由) がん対策基本法が成立したことに対応して、速やかに措置を講ずる必要がある。	

(2) 有効性

政策効果が発現する経路
要精検者に対する状況把握及び受診勧奨、精度管理など→精検受診率の向上→がん患者の早期発見、早期治療→がんに起因する死亡数の減少→モデル市町村における取組の全国展開。
これまで達成された効果、今後見込まれる効果
がん検診受診後のフォローアップ等の精度管理に係る事業をモデル市町村において適切に実施することにより、精検受診率や精密検査の精度が向上し、当該市町村におけるがんに起因する死亡数の減少が期待される。当該市町村における取組は、全国展開のモデルとなりうる。
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項
特になし。

(3) 効率性

手段の適正性	
本事業は、がん検診受診後のフォローアップや事業評価など、地方公共団体単独、とりわけ市町村単独では解決できない課題について、国が側面から支援を行うものであり、効率的で適正な手段である。	
費用と効果の関係に関する評価	
がん検診受診者をフォローアップすることにより、精検受診率が向上すれば、がん検診によるがん発見率が向上し、結果としてがんに起因する死亡率を減少させることが可能となり、経済的効果が見込まれる。 また、がん検診の精度管理を行うことにより、より適切ながん検診の運営が可能となり、がん検診にかかる費用の効率化に資するものである。	
他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
(有の場合の整理の考え方)	
—	

(4) その他

なし。

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

<p>①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">「老人保健事業に基づく乳がん検診及び子宮がん検診における事業評価の手法について－がん検診に関する検討会中間報告－」（平成17年2月18日） <p>②各種政府決定との関係及び遵守状況</p> <ul style="list-style-type: none">「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、「がんの予防と早期発見、緩和ケアの推進、専門医等の育成、医療の均てん化、研究等を推進する。」とされている。 <p>③総務省による行政評価・監視等の状況</p> <p>なし。</p> <p>④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）</p> <ul style="list-style-type: none">「健康フロンティア戦略」（平成16年5月19日与党幹事長・政調会長会議）政策の柱の1つとして「女性のがん緊急対策」を掲げている。「がん対策基本法に対する附帯決議」（平成18年6月15日参議院厚生労働委員会）

十七 予防・早期発見体制の充実については、がんの早期発見のための知識や予防法の普及を図ること。また、最新の知見に基づき有効性が高いと認められるがん検診を地域における検診の項目に位置づけること。

⑤会計検査院による指摘
なし。